

第6章 安全と問題行動

第6章 安全と問題行動

第1節 青少年の安全

1 青少年の死亡者数

平成28年の青少年（0～24歳）の死亡者数は、66人で前年に比べ13人減少し、死亡者総数に占める割合は0.38%となっている。

第1-6-1表 年齢階級別青少年死亡者数の推移

(単位:人)

年	区分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	計	総数	A(%)
H24		34	5	9	21	19	88	17,294	0.51
25		20	3	1	14	27	65	17,112	0.38
26		26	7	4	14	37	88	17,042	0.52
27		30	2	1	15	31	79	17,148	0.46
28		24	4	6	12	20	66	17,309	0.38

資料：健康福祉政策課

(注) A (死亡者総数に占める青少年層死亡者数の割合) = $\frac{\text{計 (青少年層死亡者数)}}{\text{総数 (死亡者総数)}} \times 100$

(1) 青少年の死因別順位

青少年（0～24歳）の死因別順位をみると、第1位は不慮の事故の14人で、青少年の死亡者の21.2%を占めている。

第2位は自殺の13人、第3位は悪性新生物の7人となっている。

第1-6-2表 青少年（0～24歳）の死因別順位（死因簡単分類による）

(単位:人)

年	順位	第1位	第2位	第3位	死亡者数 (0～24歳)
H24		不慮の事故 15	自殺 13	悪性新生物 その他の神経系の疾患 妊娠期間に関連する障害 6	88
25		自殺 14	不慮の事故 悪性新生物 7	その他の新生物 循環器系の先天奇形 4	65
26		不慮の事故 自殺 17	悪性新生物 10	心疾患 6	88
27		自殺 20	不慮の事故 16	悪性新生物 6	79
28		不慮の事故 14	自殺 13	悪性新生物 7	66

資料：健康福祉政策課

(2) 青少年の不慮の事故による死亡数

青少年の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は14人（21.2%）となっている。

また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は10人（71.4%）となっている。

第1-6-3表 青少年の不慮の事故による死亡数（平成28年）

(単位:人)

区分	0～24歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳
年齢階級別死亡者数(a)	66	24	4	6	12	20
不慮の事故(b)	14	2	2	1	5	4
内訳	交通事故	10	-	2	-	5
	その他	4	2	-	1	-
不慮の事故の割合(%) (b)/(a)	21.2	8.3	50.0	16.7	41.7	20.0

資料：健康福祉政策課

2 青少年の交通事故

(1) 平成29年中の交通事故概況

平成29年中の県内の交通事故は、発生件数3,258件（前年比-482件、-12.9%）、死者数42人（前年比-11人、-20.8%）、負傷者数4,022人（前年比-517人、-11.4%）で、前年に比べて発生件数、死者数、負傷者数の全てが減少し、発生件数・負傷者数は、平成13年をピークに平成14年以降、16年連続で減少した。

(2) 交通事故による子どもと青少年の死傷者

ア 平成29年中の交通事故による子ども（中学生以下）の死傷者数は、死者数1人（前年比±0人）、負傷者数213人（前年比-33人、-13.4%）で、死者は全体の2.4%、負傷者は全体の5.3%を占めた。

また、青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数は、死者数3人（前年比-5人、-62.5%）、負傷者数444人（前年比-107人、-19.4%）で、死者は全体の7.1%、負傷者は全体の11.0%を占めた。

第1-6-4表 交通事故による子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数の推移

（単位：人）

項目別	年別	H25	26	27	28	29
全 死 者 数		48	54	40	53	42
	うち子どもの死者数	0	0	3	1	1
	子どもの割合(%)	0.0	0.0	7.5	1.9	2.4
	うち青少年の死者数	4	1	2	8	3
	青少年の割合(%)	8.3	1.9	5.0	15.1	7.1
全 負 傷 者 数		6,122	5,105	4,773	4,539	4,022
	うち子どもの負傷者数	377	303	283	246	213
	子どもの割合(%)	6.2	5.9	5.9	5.4	5.3
	うち青少年の負傷者数	785	625	578	551	444
	青少年の割合(%)	12.8	12.2	12.1	12.1	11.0

資料：警察本部交通企画課

イ 平成29年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は歩行者が1人であり、青少年の死者は自動車乗車中が3人である。

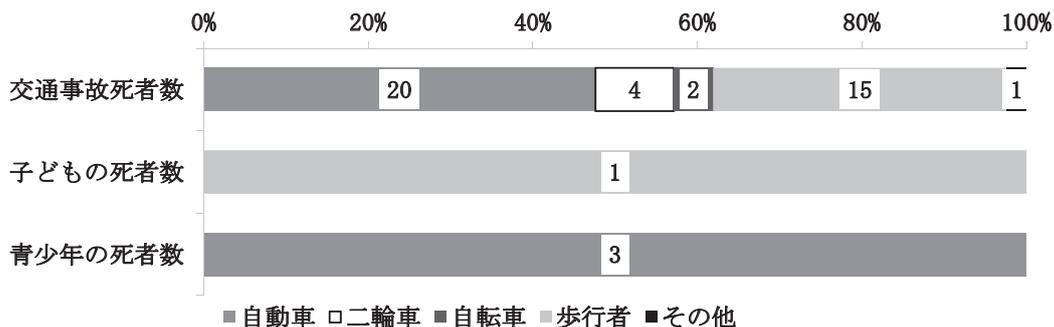
第1-6-5表 子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の状態別死者数（平成29年）

（単位：人）

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	20	4	2	15	1	42
子どもの死者数	0	0	0	1	0	1
青少年の死者数	3	0	0	0	0	3

資料：警察本部交通企画課

第1-6-5図 子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の死者数の状態別内訳（平成29年）



資料：警察本部交通企画課

(3) 青少年運転者（16歳以上24歳以下）による交通事故

ア 平成29年中の青少年運転者による交通事故発生件数は484件、死者数は5人で、全発生件数の14.9%、全死者数の11.9%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の6.7%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による交通事故の推移

(単位：件、人)

項目別	年別	H25	26	27	28	29
全発生件数		4,963	4,133	3,854	3,740	3,258
うち青少年運転者による事故件数		769	635	547	569	484
青少年の割合(%)		15.5	15.4	14.2	15.2	14.9
全死者数		48	54	40	53	42
うち青少年運転者による死者数		4	6	4	10	5
青少年の割合(%)		8.3	11.1	10.0	18.9	11.9
全負傷者数		6,122	5,105	4,773	4,539	4,022
うち青少年運転者による負傷者数		984	835	725	707	625
青少年の割合(%)		16.1	16.4	15.2	15.6	15.5
運転免許総人口		863,468	861,244	857,004	852,501	847,393
うち青少年の免許人口		62,270	60,917	60,276	58,761	57,008
青少年の割合(%)		7.2	7.1	7.0	6.9	6.7

資料：警察本部交通企画課、運転免許課

(注)1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

- 2 運転免許総人口は、青森県が保有する運転免許保有者データを基に作成（警察庁統計と異なる）
- 3 運転免許人口は、各年12月末である。

イ 平成29年中の青少年運転者による死亡事故の法令違反別では、各違反に集中は見られない。

また、青少年以外の運転者による死亡事故は安全運転義務違反（13件、38.2%）によるものが最も多く、次いで通行区分（6件17.6%）によるものが多い。

第1-6-7表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による死亡事故の違反別状況（平成29年）

(単位：件)

	青少年運転者による死亡事故件数		青少年以外の運転者による死亡事故件数		合計	
	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)
信号無視	0	0.0	1	2.9	1	2.6
通行区分	1	20.0	6	17.6	7	17.9
最高速度違反	1	20.0	1	2.9	2	5.1
横断等禁止違反	1	20.0	1	2.9	2	5.1
優先通行妨害	0	0.0	1	2.9	1	2.6
交差点安全進行義務違反	1	20.0	3	8.8	4	10.3
歩行者妨害等	0	0.0	4	11.8	4	10.3
指定場所一時不停止等	0	0.0	3	8.8	3	7.7
過労等	1	20.0	0	0.0	1	2.6
安全運転義務違反	0	0.0	13	38.2	13	33.3
停止措置義務	0	0.0	1	2.9	1	2.6
計	5	100.0	34	100.0	39	100.0

資料：警察本部交通企画課

(注)1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

- 2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、39件（死者数39人）である。
- 3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 青少年の水難

(1) 過去5年間の青少年の水難発生状況

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであるが、このうち青少年の水難発生件数は13件で、全体の約12.8%を占めている。

第1-6-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件、人)

区分		年別					計
		H25	H26	H27	H28	H29	
発生件数		3(17)	5(22)	3(18)	1(25)	1(19)	13(101)
事故者	水死者	1(10)	1(11)	1(10)	0(13)	0(4)	3(48)
	被救助者	2(9)	5(13)	2(9)	1(12)	1(17)	11(60)
	計	3(19)	6(24)	3(19)	1(25)	1(21)	14(108)

(注)()内は、県内の全発生件数・人員である。

資料:警察本部地域課

(2) 平成29年中の青少年の水難

平成29年中(12月31日現在)の青少年の水難は、発生件数1件(前年比±0件)、水死者0人(前年比±0人)、被救助者1人(前年比±0人)である。

第1-6-9表 月別発生状況

(単位:件、人)

項目/月別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
発生件数								1						1
事故者	水死者													0
	被救助者							1						1
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

資料:警察本部地域課

第1-6-10表 年齢層別発生状況

未就学児童及び中学生の事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	未就学児童	小学生	中学生	高校生及び相当年齢	計
H28		1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
H29		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
	増減	-1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)

(注)()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第1-6-11表 場所別発生状況

海、用水堀での事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	海		河川		湖沼池		用水堀		プール		その他		計	
H28								1	(0)					1	(0)
H29		1	(0)											1	(0)
	増減	+1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	-1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)

(注)()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第1-6-12表 行為別発生状況

「水泳中」、「陸上での遊戯中」の事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	水泳中		ボート遊び		水遊び		魚とり・釣り		陸上での遊戯中		計	
H28										1	(0)	1	(0)
H29		1	(0)									1	(0)
	増減	+1	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	±0	(±0)	-1	(±0)	±0	(±0)

(注)()内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第2節 犯罪や虐待による被害状況

1 犯罪被害の状況

(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

平成29年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反等の少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害者となった少年は44人で、前年に比較すると11人（20.0%）減少した。学校・職業別では、被害者の約8割（88.6%）が中学生と高校生で占められている。

第1-6-13表 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

(単位:人)

学職別 法令別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年
風 営 適 正 化 法	2(2)	0	0	0	2(2)	0	0	0
児 童 福 祉 法	1(1)	0	0	0	1(1)	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法	8(8)	0	0	3(3)	4(4)	0	1(1)	0
県青少年健全育成条例	26(18)	0	0	11(5)	14(13)	0	0	1(0)
未成年者喫煙禁止法	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)	0
労働基準法	2(2)	0	0	0	0	0	1(1)	1(1)
麻薬及び向精神薬取締法	4(0)	0	0	4(0)	0	0	0	0
合 計	44(31)	0	0	18(14)	21(20)	0	3(2)	2(1)

(注) ()内は女子で内数を示す。

資料:警察本部少年課(暫定値)

(2) 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

平成29年中、出会い系サイト、コミュニティサイトを介して福祉犯の被害者となった少年は21人で、前年に比較すると1人（5.0%）増加した。学校・職業別では、被害者の約9割（90.4%）が中学生と高校生で占められている。

第1-6-14表 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別法令別状況

(単位:人)

学職別 法令別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年
児 童 福 祉 法	1	0	0	0	1	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法	6	0	0	3	3	0	0	0
県青少年健全育成条例	13	0	0	4	8	0	0	1
労働基準法	1	0	0	0	0	0	1	0
合 計	21	0	0	7	12	0	1	1

資料:警察本部少年課(暫定値)

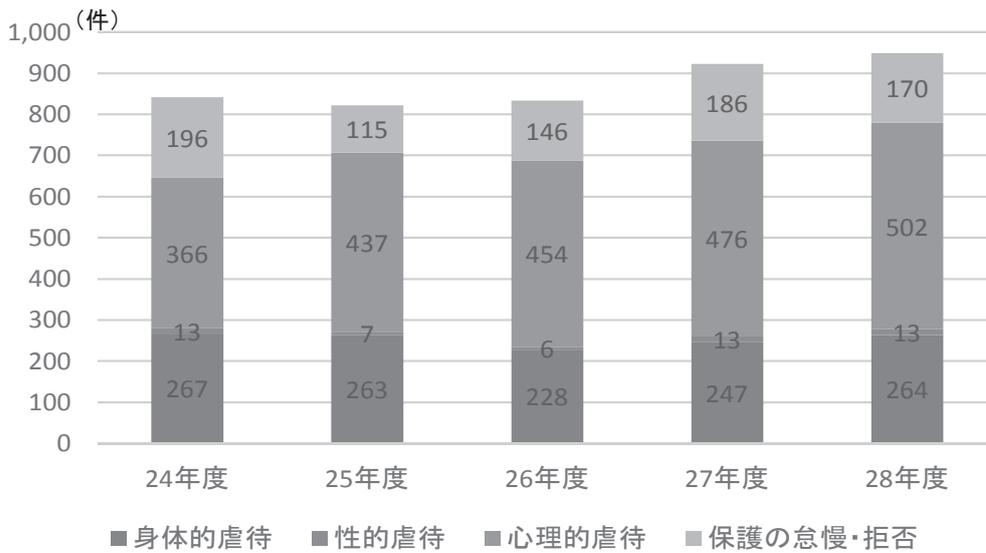
2 児童虐待の状況

近年、都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっている状況にある。

(1) 児童虐待相談件数

児童相談所における平成28年度の児童虐待相談件数は、949件（対前年度比+27件）となっている。その内訳は、身体的虐待264件（+17件）、性的虐待13件（±0件）、心理的虐待502件（+26件）、保護の怠慢・拒否170件（-16件）となっている。最近5年間の相談件数の推移は次のとおりである。

第1-6-15図 児童虐待相談件数



資料：こどもみらい課

第3節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

非行少年（刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年）の総数は、最近5年間で約6割（65.4%）減少した。平成29年中における刑法犯少年は193人で、現在の統計方式となった昭和23年以降で最も少ない検挙・補導人員となった。

第1-6-16表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

（単位：人）

区分		年別					
		H25	26	27	28	29	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	422	323	250	187	105
		触法少年	135	141	96	92	88
		計	557	464	346	279	193
	特 別 法 犯 少 年	31	22	24	22	24	
	ぐ 犯 少 年	16	17	7	7	10	
合 計		604	503	377	308	227	
不 良 行 為 少 年		3,784	2,864	2,546	2,260	2,875	

（注）非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。資料：警察本部少年課（確定値）
 刑法犯少年……刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 特別法犯少年……覚せい剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令（交通関係法令に規定する罪を除く）に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。
 不良行為少年……刑罰法令に触れないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為を行い、警察に補導された20歳未満の少年をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員は、各年とも窃盗犯が最も多く、平成29年中は全体の約7割（71.5%）を占めた。

第1-6-17表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別	年別	H25	26	27	28	29
凶悪犯		2	3	1	3	5
粗暴犯		38	39	37	31	15
窃盗犯		415	355	254	200	138
知能犯		1	3	1	1	3
風俗犯		4	4	3	4	6
その他の刑法犯		97	60	50	40	26
合計		557	464	346	279	193

(注) 凶悪犯…殺人、強盗、放火及び強姦の犯罪をいう。資料:警察本部少年課(確定値)
 粗暴犯…暴行、傷害、恐喝、脅迫及び凶器準備集合の犯罪をいう。
 知能犯…詐欺、横領、偽造等の犯罪をいう。
 風俗犯…わいせつ、と博等の犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の学職別検挙・補導人員は、各年とも中学・高校生の占める割合が最も多く、平成29年中は全体の約6割(61.7%)を占めた。

第1-6-18表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

学職別	年別	H25	26	27	28	29
未就学		0	0	0	0	1
児童生徒	小学生	53	32	47	44	44
	中学生	218	198	120	110	73
	高校生	170	124	111	75	46
	その他	9	16	10	3	4
有職少年		54	47	35	34	10
無職少年		53	47	23	13	15
合計		557	464	346	279	193

(注) その他…大学生及び専修学校生等をいう。

資料:警察本部少年課(確定値)

第4節 青少年の問題行動と対策

1 薬物乱用

平成29年中、大麻取締法で1人を検挙したが、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第1-6-19表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別	年別	H25	26	27	28	29
毒物及び劇物取締法		0	0	0	0	0
覚せい剤取締法		0	0	0	0	0
大麻取締法		0	0	0	0	1
その他		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注) 薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反をいう。

資料:警察本部少年課(確定値)

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

平成29年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は30人で、前年に比較すると8人（21.1%）減少した。

補導された少年の約6割（60.0%）は、中学生と高校生で占められている。

第1-6-20表 不健全性的行為少年の推移

（単位：人）

学職別	年別	H25	26	27	28	29
中 学 生		7(4)	8(6)	15(13)	12(7)	5(4)
高 校 生		39(23)	23(15)	13(9)	20(15)	13(9)
そ の 他		3(1)	2(1)	5(1)	6(0)	12(9)
合 計		49(28)	33(22)	33(23)	38(22)	30(22)
中・高校生の占める割合%		93.9	93.9	84.8	84.2	60.0

（注）（ ）内は女子で内数を示す。

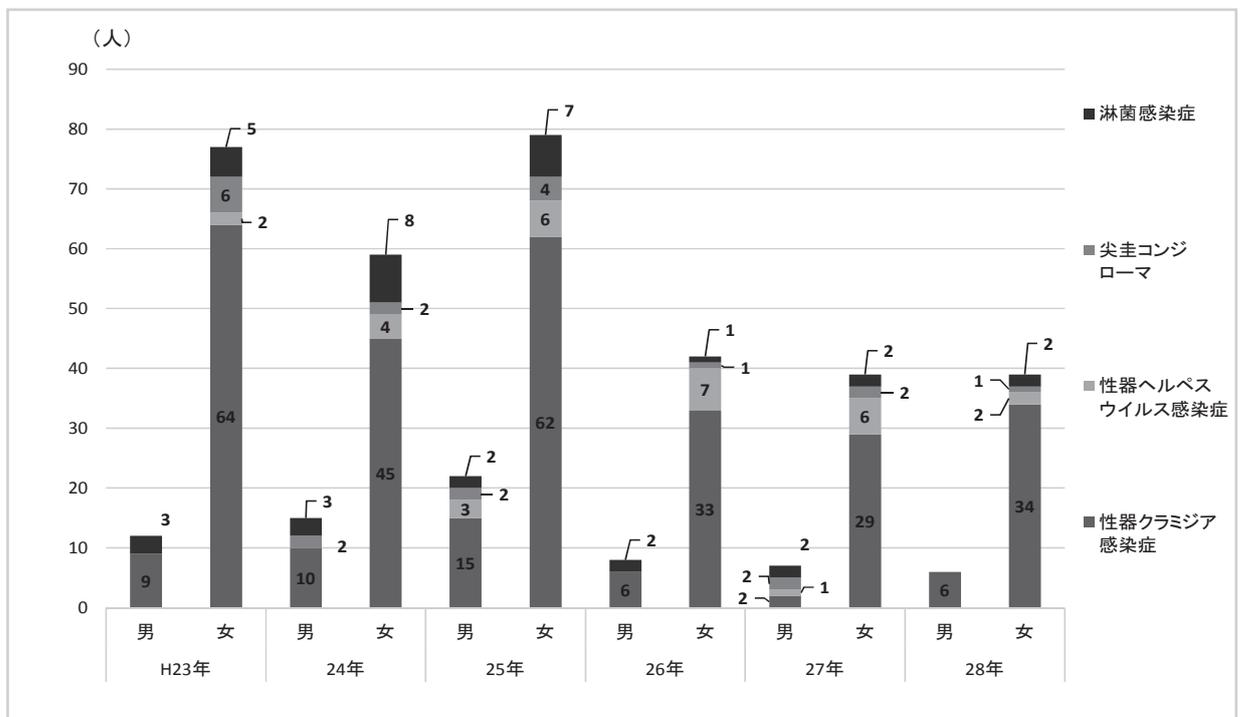
資料：警察本部少年課（確定値）

(2) 性感染症の状況

性感染症は、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒などがある（注）。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数（全年齢）は近年、減少傾向にあったが、平成28年は増加に転じており、全体の1割程度は10代の感染者である。平成28年の10代の感染者数は45人で、男女の内訳は、男性6人、女性39人となっている。（第1-6-21図、第1-6-22表）

第1-6-21図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向（梅毒を除く）



資料：保健衛生課

（備考）性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、県の指定を受けた特定の医療機関（定点医療機関）から報告される定点把握対象疾患。

梅毒は、患者を診断した全ての医師から報告される全数把握対象疾患。

第1-6-22表 県内における10代の性感染症発生動向

(単位:人)

年	区分	定点把握対象疾患								全数把握対象疾患		合計		
		性器クラミジア感染症		性器ヘルペスウイルス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症		梅毒				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
H23	全年齢	107	314	30	54	30	40	65	22	4	2	232	430	662
	10代	9	64	0	2	0	6	3	5	0	0	12	77	89
	割合(%)	8.4	20.4	0.0	3.7	0.0	15.0	4.6	22.7	0.0	0.0	5.2	17.9	13.4
24	全年齢	134	207	42	53	49	22	66	28	6	2	291	310	601
	10代	10	45	0	4	2	2	3	8	0	0	15	59	74
	割合(%)	7.5	21.7	0.0	7.5	4.1	9.1	4.5	28.6	0.0	0.0	5.2	19.0	12.3
25	全年齢	127	222	46	54	46	23	53	16	2	2	272	315	587
	10代	15	62	3	6	2	4	2	7	0	1	22	79	101
	割合(%)	11.8	27.9	6.5	11.1	4.3	17.4	3.8	43.8	0.0	50.0	8.1	25.1	17.2
26	全年齢	127	180	32	69	47	18	37	8	2	0	243	275	518
	10代	6	33	0	7	0	1	2	1	0	0	8	42	50
	割合(%)	4.7	18.3	0.0	10.1	0.0	5.6	5.4	12.5	0.0	0.0	3.3	15.3	9.7
27	全年齢	100	168	33	58	41	22	30	8	4	4	204	256	460
	10代	2	29	1	6	2	2	2	2	0	0	7	39	46
	割合(%)	2.0	17.3	3.0	10.3	4.9	9.1	6.7	25.0	0.0	0.0	3.4	15.2	10.0
28	全年齢	114	186	44	49	37	13	24	13	14	14	219	261	480
	10代	6	34	0	2	0	1	0	2	2	1	6	39	45
	割合(%)	5.3	18.3	0.0	4.1	0.0	7.7	0.0	15.4	14.3	7.1	2.7	14.9	9.4

資料:保健衛生課

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及びHIV感染者は、全て20代以上で、平成元年から平成28年までの累計で計82人(エイズ患者32人、HIV感染者50人。うち、死亡者6人)となっている。

近年、全国的な発生数は横ばい傾向にあり、本県においても同傾向にある。(第1-6-23表)

第1-6-23表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

年 人	H元~ 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
エイズ 患者	3	4	0	1	0	0	1	4	2	1	2	3	1	1	1	1	3	2	2	32
HIV 感染者	6	0	0	4	1	2	3	5	4	3	5	4	2	3	2	1	2	1	2	50
計	9	4	0	5	1	2	4	9	6	4	7	7	3	4	3	2	5	3	4	82

資料:保健衛生課

(備考) 日本におけるサーベイランス定義では、新規エイズ患者とは初回報告時にエイズと診断された者であり、すでにHIV感染症として報告されている症例がエイズを発症するなどの場合は含まない。